

令和8年度宝塚市迷惑電話撃退機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和9年3月31日現在65歳以上の者（以下「高齢者」という。）に対し、迷惑電話撃退機器（付属品を含む。以下「機器等」という。）を貸与することにより、電話を起点とした悪質商法や詐欺による高齢者の消費者被害の予防を目的として、迷惑電話撃退機器貸与事業（以下「貸与事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸与事業の対象者は、本市に居住する高齢者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本市及び兵庫県や警察署等が実施した機器等における貸与事業又は購入補助事業等を利用した者及びその世帯に属する者を除く。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 日中高齢者のみとなる世帯に属する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める世帯に属する者

(貸与の申請及び決定)

第3条 機器等の貸与を受けようとする者は、宝塚市迷惑電話撃退機器利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、機器等の貸与の可否について決定し、宝塚市迷惑電話撃退機器利用承認通知書（様式第2号の1）又は宝塚市迷惑電話撃退機器利用不承認通知書（様式第2号の2）により、通知するものとする。

(機器等の貸与)

第4条 市長は、前条第2項の規定により機器等の利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対し、機器等を貸与する。

(貸与条件等)

第5条 機器等の貸与の費用は、無償とする。

- 2 機器等の貸与は、利用者が属する世帯ごとに1台とする。
- 3 機器等は、利用者の自宅に設置して使用しなければならない。
- 4 機器等の取付けは、利用者が行わなければならない。
- 5 機器等の利用により発生する光熱費等は、利用者が負担しなければならない。
- 6 貸与期間中に機器等が故障した場合は、利用者は、速やかに市にその旨報告しなければならない。また、機器等の修理費用が必要な場合は、利用者の負担とする。
- 7 利用者は、貸与期間中に機器等を第三者に転貸し、譲渡し、又はこの貸与事業の目的に反して使用してはならない。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、貸与の日から原則1年とする。ただし、利用者から次条第2項の届出が出なかった場合は、当該終了日の翌日から貸与期間を更新する。

- 2 前項ただし書の規定による貸与期間の更新は、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項第1号の規定による耐用年数（5年）を超えて行わない。

（届出等）

第7条 利用者は、貸与期間中に住所、氏名又は機器等を設置する電話番号に変更が生じた場合は、宝塚市迷惑電話撃退機器利用変更届（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 利用者は、貸与期間中に電話回線の変更等により機器等を使用できなくなった場合又は使用する必要がなくなった場合は、宝塚市迷惑電話撃退機器利用中止届（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（機器等の返還）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、機器等の貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、宝塚市迷惑電話撃退機器利用承認取消通知書（様式第5号）により利用者にその旨通知するものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により貸与を受けたとき。
- （2） 第2条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- （3） 第5条第2項から第7項に規定する貸与条件等に反したとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めたとき。

2 利用者は、前項の規定により機器等の貸与の決定を取り消されたとき又は前条第2項の規定による届出をしたときは、直ちに機器等を返還しなければならない。

（貸与期間満了による譲渡）

第9条 市長は、利用者から貸与期間満了日までに、第7条第2項の届出がなかった場合は、貸与期間が満了した機器等を利用者に譲渡する。

（市への協力）

第10条 利用者は、市長からこの事業に関するアンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

（免責）

第11条 市長は、貸与した機器等によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、貸与事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和14年3月31日限り、その効力を失う。